



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン  
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌  
(コード番号 7898 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 藤田 守  
(TEL : 0829-32-3333)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 63 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営体制の充実強化を図るため、現行定款第 23 条（員数）に定める取締役の員数を 7 名以内から 8 名以内に変更するものであります。
- (3) 社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また今後も引続き社外取締役として適切な人材を確保できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の規定を第 34 条（取締役の責任免除）第 2 項に新設するものであります。なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となりましたので、適切な人材を確保できるようにするため、当該契約の締結ができる取締役を、社外取締役に限定せず新設いたしたいと存じます。

なお、第 34 条（取締役の責任免除）第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が可能となりましたので、適切な人材を確保できるようにするため、現行定款第 44 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。また、責任限定契約に基づく賠償責任の限度額について柔軟な報酬設定を行うため、同条の一部を変更するものであります。
- (5) 上記変更に伴い、必要な号数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線\_\_\_は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 木製品の製造ならびに販売</li> <li>2. 建材の製造ならびに販売</li> <li>3. 住宅設備機器の販売</li> <li>4. 建設工事および建設工事全般に関する企画、設計、管理、施工 (新設)</li> <li>5. 自然再生可能エネルギーによる発電ならびに売電 (新設)</li> <li>6. 不動産の売買ならびに賃貸</li> <li>7. 山林の経営</li> <li>8. 美術品の収集、売買</li> <li>9. 前各号に附帯関連するすべての事業</li> </ol>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 木製品の製造ならびに販売</li> <li>2. 建材の製造ならびに販売</li> <li>3. 住宅設備機器の販売</li> <li>4. 建設工事および建設工事全般に関する企画、設計、管理、施工</li> <li>5. <u>建築物に関する各種申請支援業務</u></li> <li>6. <u>コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、賃貸、保守</u></li> <li>7. 自然再生可能エネルギーによる発電ならびに売電</li> <li>8. 不動産の売買ならびに賃貸</li> <li>9. 山林の経営</li> <li>10. 美術品の収集、売買</li> <li>11. 前各号に附帯関連するすべての事業</li> </ol>
<p>(員数) 第23条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>(員数) 第23条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第34条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第44条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p>

### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以上